平成27年度行政事業レビュー外部有識者会合 議事次第

- 1. 日時:平成27年5月11日(月) 14:00~15:00
- 2. 場所:中央合同庁舎第3号館4階官房会議室
- 3. 議題
 - (1) 事務局挨拶
 - (2) 外部有識者紹介
 - (3) 公開プロセスの実施について
 - (4) 公開プロセス対象事業の選定について
 - (5) 質疑応答

行政事業レビュー外部有識者会合委員名簿

名 前 現職 ※50 音順、敬称略

すぎもと しげる 杉本 茂 公認会計士

たくま ふみお 宅間 文夫 明海大学不動産学部 准教授

長谷川 太一 公認会計士

ゆ の きみひろ 樋野 公宏 東京大学大学院工学系研究科 准教授

むらやま あきと 村山 顕人 東京大学大学院工学系研究科 准教授

公開プロセスの実施について

1. 公開プロセスについて

外部有識者による点検の対象事業のうち、公開点検が望ましいと判断される事業 (7事業)について、公開の場で外部有識者による点検を実施する。(参考1参照)

2. 点検の観点

行政事業レビュー実施要領(以下「実施要領」という。)を踏まえ、公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により点検を実施する。

また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点からも点検を実施する。

3. 公開プロセス対象事業の選定について

実施要領第2部3(1)に記載された基準(参考2参照)に基づき、外部有識者による 点検の対象事業の中から、国土交通省行政事業レビュー推進チーム(以下「推進チーム」 という。)にて公開プロセス対象事業候補を選定(14事業)し、この中から外部有識者 の意見等を踏まえた上で、公開プロセス対象事業を選定(7事業)する。

4. 公開プロセスの進め方

(1) 実施日時

6月11日(木) 10:00~18:05 ※合計7事業(1事業50分)

(2) 実施体制

国土交通省が選定した外部有識者3名 行政改革推進本部事務局が選定した外部有識者3名 計6名

(3)議事の進行等

推進チームの副統括責任者の進行の下で実施するとともに、インターネット中継を 行う。また、結果及び議事録を事後に公表する。

(4) 事前勉強会及び現地視察の実施(資料3参照)

事前勉強会:6月1日(月)、6月2日(火)

現地視察 : 6月8日(月)

平成27年度国土交通省行政事業レビューの 今後の日程について

- 〇公開プロセス対象事業の事前勉強会
 - →先生のご都合を考慮し、以下の2回に分けて開催

事前勉強会①(6月1日(月)9:30~18:00)

出席者:杉本先生、宅間先生、村山先生

事前勉強会②(6月2日(火)9:30~18:00)

出席者: 菊池先生、長谷川先生、樋野先生

- ※ 詳細な日程については、公開プロセスでご担当される事業の決定及び 事務局での調整の後、連絡予定
- 〇現地視察(6月8日(月)9:30~18:00)
 - ※ 現地視察の視察先、日程等の詳細については後日連絡予定
- 〇公開プロセスの実施(6月11日(木)10:00~18:30)
- 〇外部有識者による事業の点検(7月上旬~中旬)

国土交通省委嘱外部有識者の公開プロセス時間割(案)

時間	事業名	担当局	国土交通省委嘱外部有識者					
			杉本先生	長谷川先生	菊池先生	宅間先生	樋野先生	村山先生
10:00~10:50			0			0	0	
11:00~11:50			0			0	0	
13:00~13:50				0	0		0	
14:00~14:50				0	0			0
15:15~16:05				0	0			0
16:15~17:05				0	0			0
17:15~18:05			0			0		0
合計回数			3	4	4	3	3	4

^{※◎}は評価結果及びとりまとめコメントの案を提示する「とりまとめ役」を示す

外部有識者による点検について

1. 外部有識者による点検について

「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用した行政事業 レビューの実施に取り組むもの。

2. 外部有識者による点検の対象事業の選定

行政事業レビュー実施要領に基づき、全ての行政事業レビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目処に外部有識者の点検を受けることになるよう、国土交通省行政事業レビュー推進チーム(以下「推進チーム」という。)において選定する。

(参考) 行政事業レビュー実施要領第2部2(3) 抜粋

(1) 外部有識者に点検を求める必要がある事業

- ア 前年度に新規に開始したもの
- イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの
- ウ 前年のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見の対象となったもの
- エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
- ※ アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分 に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことが できず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、翌年も当該事 業の点検を外部有識者に求める

(2)上記の他に、特に以下の観点で選定した事業

- 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
- 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の 点検の必要性が高いと判断されるもの

3. 外部有識者による点検の進め方

(1) 点検方法

行政事業レビューシートの「外部有識者の所見」欄に、事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題について記載していただく。

この際、事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を 記載していただく。

(2) 実施時期

7月上旬から中旬(作業期間2~3週間)

(3) 実施体制

外部有識者1人当たり20事業程度

(4) 外部有識者への情報提供等

推進チームは、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、 政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

(5) 外部有識者所見の取扱い

外部有識者所見については、概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たすこととする。

(6) その他

推進チームにて外部有識者の担当事業を割り振り、後日行政事業レビューシートを郵送する。(7月上旬予定)

行政事業レビュー実施要領(抄)

第2部 事業の点検等

- 3 公開プロセス(各府省による公開事業点検)の実施
- (1)対象事業の選定
- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当するものから公開プロセスの対象事業 を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余 地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数も可)
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの
- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

(例:既に政府内において目標が設定されているシステムの運営経費の効率化など)

③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合はこの限りではない。